地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)6月6日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和57年6月町田市 条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

第1条中「)第28条の5第1項」を「。以下「法」という。)第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項」に、「及び費用弁償」を「、費用弁償及び期末手当」に改める。

第2条第1項中「別表1」を「別表第1」に、「別表2」を「別表第2」に改め、「より、」の次に「あらかじめ市長と協議して」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項中「困難性」の次に「、特殊性」を加える。

第3条の見出し中「支給方法」を「支給」に改め、同条第2項中「支給方法は」 の次に「、この条例に定めるもののほか」を加え、「)の適用」を「。以下「給与 条例」という。)の適用」に改め、同条に次の1項を加える。

4 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、町田市規則(以下「規則」という。)で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数に係る報酬を支給しない。

本則に次の2条を加える。

(期末手当)

第5条 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「会計年度任用職員」という。)(規則で定める職員を除く。)に対し、それぞれ基準日から起算して20日を超えない範囲内において市長が定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、法第1

6条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した会計 年度任用職員(規則で定める会計年度任用職員を除く。)についても、また同様 とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあっては、 退職し、任期が満了し、失職し、又は死亡した日現在)において、会計年度任用 職員が受けるべき報酬の額(給与条例第11条に規定する時間外勤務手当及び給 与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。)に、給与条例別 表第6第17条第1項に規定する職員のうち次に掲げる職員以外の職員の項に 定める割合を乗じて得た額に規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た 額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一部差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例によ る。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表1中「別表1」を「別表第1 (第2条関係)」に改め、同表専門委員の項を 削る。

別表2中「別表2」を「別表第2(第2条関係)」に改める。

(町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「臨時職員」を「臨時職員等」に改め、同条第1項中「任用される職員」の次に「及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(次項においてこれらを「臨時職員等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の職員」を「臨時職員等」に、「外」を「ほか」に改める。

(町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田

市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第8条の6第2項中「始期は、」の次に「結婚の日(」を加え、「いずれか早い日(以下「結婚の日」と」を「うち職員が選択した日を」に、「から」を「から当該」に改める。

第16条の見出し中「臨時職員」を「臨時職員等」に改め、同条中「職員」の次に「及び法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」を、「関しては」の次に「、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し」を加える。

(町田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 町田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年6月町田市条例第22号) の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア)任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職し た期間が1年以上である非常勤職員
- (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き任用されないことが明らかでない非常勤職員
- (ウ) 勤務日数を考慮して町田市規則(以下「規則」という。) で定める非常 勤職員
- イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が 1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当 該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当

該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において 育児休業をしている非常勤職員に限る。)

- ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(当該非常勤職員の養育 する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限 る。)
- エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- 第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。
- 第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
 - (1)次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到 達日
 - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日

までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定による産前産後の休業又は町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。)第11条の規定による産前及び産後の休養により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき当該子の1歳6か月到達日
 - ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

- イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務 のために必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合 (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。
 - (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児 休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日 (当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6 か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育 児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な 勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場 合
 - 第3条に次の2号を加える。
 - (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
 - (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き任用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

第7条第2項中「している職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第 1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第8条中「した職員」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第9条中「職員は、」の次に「次の各号のいずれにも該当する」を、「占める職員」の次に「(以下「再任用短時間勤務職員」という。)」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第10条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。)」を「職員勤務時間条例」に改め、「勤務しない職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内で行うものとする。

第11条中「職員が」を「職員(非常勤職員を除く。)が」に改め、同条に次の 1項を加える。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、当該職員に支給する報酬の額(職員給与条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。)のうちその勤務しない時間数に相当する額を減額する。

(町田市職員の分限に関する条例の一部改正)

第5条 町田市職員の分限に関する条例(昭和33年10月町田市条例第44号)の 一部を次のように改正する。

第1条中「および第28条第3項」を「並びに第28条第3項及び第4項」に改める。

第4条第1項中「の場合において」を「の場合について」に改め、同条中第2項 を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の場合において、休職の処分を受けた職員が第5条第2項に規定する復職の日から起算して1年以内に再び当該休職の処分の事由とされた疾病と同一の疾病により休職の処分を受けるときのその者の休職期間は、当該復職前の休職期間を通算して3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。この場合において、当該復職前の休職期間が更新されている場合にあっては、更新前の休職の開始の日(更新が2回以上されているときは、最初の更新前の休職の開始の日)から休職期間を通算するものとし、通算した期間が3年に満たない場合においては、休職期間を通算して3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 3 非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)について第1項及び前項の規定を適用する場合にあっては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定により通算した休職期間が2年9月以上である職員について、同項の規定を適用する場合にあっては、同項前段中「1年」とあるのは、「3年」と読み替えるものとする。

第6条中「公平委員会の規則で」を「任命権者が別に」に改める。

(町田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 町田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和33年10月町田市条 例第45号)の一部を次のように改正する。 第3条中「減給は」を「減給は、」に、「、給料の10分の1」を「の範囲で給料及びこれに対する地域手当の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(町田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和33年2月町田市条例第11号)第11条に規定する時間外勤務手当及び同条例第18条の4に規定する通勤手当に相当する額を除く。))の5分の1」に改める。

第4条第3項中「給与」の次に「又は報酬」を加える。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年 4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中第63号を第69号とし、第31号から第62号までを3号ずつ繰り下 げ、同号の次に次の3号を加える。

- (66) 情報公開‧個人情報保護運営審議会委員
- (67) 建築紛争調停委員会委員
- (68) 行政不服審査会委員

第2条中第29号を第31号とし、第30号を第32号とし、同号の次に次の1号を加える。

(33) 国際版画美術館長

第2条中第28号を第29号とし、同号の次に次の1号を加える。

(30) 博物館長

第2条中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 専門委員

第4条第2項中「支給方法は」の次に「、この条例に定めるもののほか」を加え、 同条に次の1項を加える。

4 月額又は年額による報酬の支給を受ける特別職の職員が、傷病その他の理由に よりその職責を果たすことができないと認められるときは、任命権者が別に定め るところにより、その報酬の全部又は一部を支給しないものとする。

別表防災会議委員の項の次に次のように加える。

| 専門委員 | 月額 | 136, | 0 0 0 円 |
|------|----|------|---------|
|------|----|------|---------|

別表学校医の項、学校歯科医の項及び学校薬剤師の項中「年額」を「1校当たり の年額」に改める。

別表学校薬剤師の項の次に次のように加える。

博物館長 月額 321,600円

別表生涯学習審議会の項の次に次のように加える。

国際版画美術館長 月額 321,600円

別表学校適正規模・適正配置等審議会の項の次に次のように加える。

| 情報公開・個人情報保護 | 会長 | 日額 25,000円 |
|-------------|-------|------------|
| 運営審議会 | 学識経験者 | 日額 21,000円 |
| | その他委員 | 日額 11,000円 |
| 建築紛争調停委員会 | 会長 | 日額 25,500円 |
| | 委員 | 日額 21,700円 |
| 行政不服審査会 | 会長 | 日額 25,000円 |
| | 学識経験者 | 日額 21,000円 |

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改 正)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年3月町田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(町田市職員定数条例の一部改正)

第9条 町田市職員定数条例(昭和36年3月町田市条例第2号)の一部を次のよう

に改正する。

第1条中「、教育長及び臨時職員」を「及び教育長」に改める。

(町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第10条 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成20年 10月町田市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「もの」の次に「(臨時的に任用される職員を除く。)」を加える。

第23条の見出し中「非常勤職員及び臨時的任用職員」を「非常勤職員等」に改め、同条中「非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)及び臨時的に任用される職員に対する」を「企業職員以外の職員の」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(結婚休暇に関する経過措置)

2 第3条の規定による改正後の町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 第8条の6第2項の規定は、同項に規定する結婚の日及び結婚休暇を申請した日の いずれもがこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後である場合につい て適用し、第3条の規定による改正前の町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関 する条例第8条の6第2項に規定する結婚の日又は結婚休暇を申請した日のいず れかが施行日前である場合については、なお従前の例による。 改正後

改正前

<u>町田市非常勤職員の報酬、費用弁償及び</u> 期末手当に関する条例

(通則)

第1条 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第2号に掲げる職員及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)の報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額 又は時間額で定めるものとし、<u>別表第1</u>に定 める職員の種別に対応する額を超えない範囲 内において、<u>別表第2</u>に定める勤務態様に対 応した支給単位により、<u>あらかじめ市長と協</u> 議して任命権者が定めるものとする。

2 略

3 前2項により報酬の額を定める場合には、 職員の職務の複雑性、困難性、特殊性及び責 任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との 権衡を考慮してしなければならない。

(報酬の支給)

第3条 略

2 月額の報酬の支給方法は、この条例に定め <u>るもののほか</u>、町田市一般職の職員の給与に 関する条例(昭和33年2月町田市条例第1 1号。以下「給与条例」という。)の適用を 受ける職員の例による。

3 略

4 職員が所定の勤務日数及び勤務時間数の全 部又は一部について勤務しないときは、町田 市規則(以下「規則」という。)で定める場 <u>町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に</u> <u>関する条例</u>

(通則)

第1条 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「職員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 職員に対する報酬の額は、日額、月額 又は時間額で定めるものとし、<u>別表1</u>に定め る職員の種別に対応する額を超えない範囲内 において、<u>別表2</u>に定める勤務態様に対応し た支給単位により、任命権者が定めるものと する。<u>ただし、月額で定める場合には、任命</u> 権者は、あらかじめ市長の承認を得るものと する。

2 略

3 前2項により報酬の額を定める場合には、 職員の職務の複雑性、困難性及び責任の軽重 に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考 慮してしなければならない。

(報酬の支給方法)

第3条 略

2 月額の報酬の支給方法は、町田市一般職の 職員の給与に関する条例(昭和33年2月町 田市条例第11号<u>)の適用</u>を受ける職員の例 による。

3 略

町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第1条による改正)

合を除き、その勤務しない日数及び時間数に 係る報酬を支給しない。

(期末手当)

- 第5条 期末手当は、3月1日、6月1日及び 12月1日(以下この条においてこれらの日 を「基準日」という。)にそれぞれ在職する 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 (以下「会計年度任用職員」という。)(規 則で定める職員を除く。)に対し、それぞれ 基準日から起算して20日を超えない範囲内 において市長が定める日に支給する。これら の基準日前1月以内に退職し、任期が満了し、 法第16条第1号に該当して法第28条第4 項の規定により失職し、又は死亡した会計年 度任用職員(規則で定める会計年度任用職員 を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在 (前項後段に規定する者にあっては、退職し、 任期が満了し、失職し、又は死亡した日現在) において、会計年度任用職員が受けるべき報 酬の額(給与条例第11条に規定する時間外 勤務手当及び給与条例第18条の4に規定す る通勤手当に相当する額を除く。)に、給与 条例別表第6第17条第1項に規定する職員 のうち次に掲げる職員以外の職員の項に定め る割合を乗じて得た額に規則で定める在職期 間に応じた割合を乗じて得た額とする。
- 3 期末手当の不支給及び一部差止めは、給与 条例の適用を受ける職員の例による。 (委任)
- 第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

| 額の種別職員の種別 | 日額 | 月額 | 時間額 |
|-----------|----|----|-----|
| 略 | 略 | 略 | 略 |

別表 1

| 額の種別職員の種別 | 日額 | 月額 | 時間額 |
|-----------|----|----|-----|
| 略 | 略 | 略 | 略 |

町田市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表 (第1条による改正)

| 改正後 | 改正前 |
|-------------|-------------------------|
| | 専門委員 - 136, - - 000 円 |
| 別表第2(第2条関係) | <u>別表 2</u> 略 |

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条による改正)

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| (<u>臨時職員等</u> の給与) | (<u>臨時職員</u> の給与) |
| 第19条 臨時的に任用される職員及び法第2 2条の2第1項第2号に掲げる職員(次項に おいてこれらを「臨時職員等」という。)の 給与は、任命権者が職員の給与との権衡を考 慮し、予算の範囲内で市長の承認を経て定め る。 | 第19条 臨時的に任用される職員の給与は、 任命権者が職員の給与との権衡を考慮し、予 算の範囲内で市長の承認を経て定める。 |
| 2 <u>臨時職員等</u> に対しては、他の条例に別段の 定めがない限り、前項に定める給与を除く <u>ほ</u> <u>か</u> 、いかなる給与も支給しない。 | 2 <u>前項の職員</u> に対しては、他の条例に別段の 定めがない限り、前項に定める給与を除く <u>外</u> 、 いかなる給与も支給しない。 |

町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表(第3条による改正)

(結婚休暇)

第8条の6 略

2 結婚休暇の始期は、<u>結婚の日(</u>戸籍法(昭和22年法律第224号)に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日の<u>うち職員が選択した日を</u>いう。)の1週間前の日<u>から当該</u>結婚の日後6月までの期間内の日とする。

(臨時職員等に対する特例)

第16条 臨時的に任用される職員及び法第2 2条の2第1項に規定する会計年度任用職員 の勤務時間、休日、休暇等に関しては、第2 条から前条までの規定にかかわらず、その職 務の性質等を考慮し、任命権者が別に定める。 (結婚休暇)

第8条の6 略

2 結婚休暇の始期は、戸籍法(昭和22年法 律第224号)に規定する婚姻の届出をした 日又は結婚した日の<u>いずれか早い日(以下「結婚の日」と</u>いう。)の1週間前の日<u>から</u>結婚 の日後6月までの期間内の日とする。

(臨時職員に対する特例)

第16条 臨時的に任用される職員の勤務時間、休日、休暇等に関しては、任命権者が別に定める。

改正後

改正前

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定め る職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下 「特定職」という。)に引き続き在職 した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第 2条第1項に規定する子をいう。以下 同じ。)が1歳6か月に達する日(以 下「1歳6か月到達日」という。)ま でに、その任期(任期が更新される場 合にあっては、更新後のもの)が満了 すること及び特定職に引き続き任用さ れないことが明らかでない非常勤職員
 - (ウ) 勤務日数を考慮して町田市規則(以下「規則」という。) で定める非 常勤職員
 - イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当 する非常勤職員(その養育する子が1歳 に達する日(以下この号及び同条におい て「1歳到達日」という。)(当該子に ついて当該非常勤職員がする育児休業の 期間の末日とされた日が当該子の1歳到 達日後である場合にあっては、当該末日 とされた日)において育児休業をしてい る非常勤職員に限る。)
 - ウ 第2条の4に規定する場合に該当する 非常勤職員(当該非常勤職員の養育する 子の1歳6か月到達日において育児休業 をしている非常勤職員に限る。)
 - エ その任期の末日を育児休業の期間の末 日とする育児休業をしている非常勤職員 であって、当該育児休業に係る子につい て、当該任期が更新され、又は当該任期

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定め る職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 非常勤職員

の満了後に特定職に引き続き任用される ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は 当該引き続き任用される日を育児休業の 期間の初日とする育児休業をしようとす るもの

(2) 略

(3) 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める 日)

- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で 定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の 場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達 日
 - (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの を含む。以下同じ。) が当該非常勤職員の 養育する子の1歳到達日以前のいずれかの 日において当該子を養育するために育児休 業法その他の法律の規定による育児休業 (以下この条及び次条において「地方等育 児休業」という。) をしている場合におい て当該非常勤職員が当該子について育児休 業をしようとする場合(当該育児休業の期 間の初日とされた日が当該子の1歳到達日 の翌日後である場合又は当該地方等育児休 業の期間の初日前である場合を除く。) 当 該子が1歳2か月に達する日(当該日が当 該育児休業の期間の初日とされた日から起 算して育児休業等可能日数(当該子の出生 の日から当該子の1歳到達日までの日数を いう。)から育児休業等取得日数(当該子 の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準 法(昭和22年法律第49号)第65条第 1項及び第2項の規定による産前産後の休 業又は町田市職員の勤務時間、休日、休暇

(2) 臨時的に任用される職員

(3) 略

(4) 略

等に関する条例(昭和33年10月町田市 条例第46号。以下「職員勤務時間条例」 という。)第11条の規定による産前及び 産後の休養により勤務しなかった日数と当 該子について育児休業をした日数を合算し た日数をいう。)を差し引いた日数を経過 する日より後の日であるときは、当該経過 する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの 子を養育するため、非常勤職員が当該子の 1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員 が前号に掲げる場合に該当してする育児休 業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲 げる場合若しくはこれに相当する場合に該 当してする地方等育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳到達日後である場 合にあっては、当該末日とされた日(当該 育児休業の期間の末日とされた日と当該地 方等育児休業の期間の末日とされた日が異 なるときは、そのいずれかの日))の翌日 (当該子の1歳到達日後の期間においてこ の号に掲げる場合に該当してその任期の末 日を育児休業の期間の末日とする育児休業 をしている非常勤職員であって、当該任期 が更新され、又は当該任期の満了後に特定 職に引き続き任用されるものにあっては、 当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任 用される日)を育児休業の期間の初日とす る育児休業をしようとする場合であって、 次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業している場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶

者がする地方等育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳到達日後である 場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について 育児休業をすることが継続的な勤務のた めに必要と認められる場合として規則で 定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

- 第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で 定める場合は、1歳6か月から2歳に達する までの子を養育するため、非常勤職員が当該 子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳 6か月到達日後の期間においてこの条の規定 に該当してその任期の末日を育児休業の期間 の末日とする育児休業をしている非常勤職員 であって、当該任期が更新され、又は当該任 期の満了後に特定職に引き続き任用されるも のにあっては、当該任期の末日の翌日又は当 該引き続き任用される日)を育児休業の期間 の初日とする育児休業をしようとする場合で あって、次の各号のいずれにも該当するとき とする。
 - (1) 当該子について、当該非常勤職員が 当該子の1歳6か月到達日において育児休 業をしている場合又は当該非常勤職員の配 偶者が当該子の1歳6か月到達日(当該配 偶者がする地方等育児休業の期間の末日と された日が当該子の1歳6か月到達日後で ある場合にあっては、当該末日とされた日) において地方等育児休業をしている場合
 - (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間 について育児休業をすることが継続的な勤 務のために特に必要と認められる場合とし て規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める期間) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める期間) 改正後

改正前

第2条の5 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情)

- 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条 例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と する。
 - $(1) \sim (6)$ 略
 - (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該 当すること。
 - (8) その任期の末日を育児休業の期間の 末日とする育児休業をしている非常勤職員 が、当該育児休業に係る子について、当該 任期が更新され、又は当該任期の満了後に 特定職に引き続き任用されることに伴い、 当該任期の末日の翌日又は当該引き続き任 用される日を育児休業の期間の初日とする 育児休業をしようとすること。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支 給)

第7条 略

2 職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 (地方公務員法第22条の2第1項第1号に 掲げる職員を除く。) のうち、当該基準日以 前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支 給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における 号給等の調整)

第8条 育児休業をした職員<u>(地方公務員法第</u> 22条の2第1項に規定する会計年度任用職 員を除く。)が職務に復帰した場合において、 部内の他の職員との均衡上必要があると認め られるときは、その育児休業の期間を100 分の100以下の換算率により換算して得た 期間を引き続き勤務したものとみなして、そ の職務に復帰した日及びその日後における最

第2条の3 略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で 定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条 例で定める特別の事情は、次に掲げる事情と する。

 $(1) \sim (6)$ 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支 給)

第7条 略

2 職員給与条例第18条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員の うち、当該基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日 に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における 号給等の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、

改正後

改正前

昇給の場合に準じてその者の号給等を調整す

初の職員の昇給を行う日として規則で定める 日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準 じてその者の号給等を調整することができ る。

(部分休業をすることができない職員)

- 第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員 (以下「再任用短時間勤務職員」という。) を除く。)とする。
 - (1) 特定職に引き続き在職した期間が1 年以上である非常勤職員
 - (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間 を考慮して規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

- 第10条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、正規の勤務時間<u>(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下この条及び次条において同じ。)にあっては、当該非常</u>勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 職員勤務時間条例第9条第1項に規定する 育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4 第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤 務しない職員<u>(非常勤職員を除く。)</u>に対す る部分休業の承認については、1日につき2 時間から当該育児時間又は介護時間の承認を 受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について 1日につき定められた勤務時間から5時間4 5分を減じた時間(当該非常勤職員が育児時

ることができる。

(部分休業をすることができない職員)

第9条 育児休業法第19条第1項の条例で定 める職員は、非常勤職員(地方公務員法第2 8条の5第1項に規定する短時間勤務の職を 占める職員を除く。)とする。

(部分休業の承認)

- 第10条 部分休業(育児休業法第19条第1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。) の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わり において、30分を単位として行うものとす る。
- 2 町田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和33年10月町田市条例第46号。以下「職員勤務時間条例」という。) 第9条第1項に規定する育児時間又は職員勤務時間条例第12条の4第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

改正後 改正前 間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場 合にあっては、当該時間から当該承認を受け て勤務しない時間を減じた時間)を超えない 範囲内で行うものとする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第11条 職員(非常勤職員を除く。)が部分 第11条 職員が部分休業の承認を受けて勤務 休業の承認を受けて勤務しない場合には、職 しない場合には、職員給与条例第10条の規 員給与条例第10条の規定にかかわらず、そ 定にかかわらず、その勤務しない1時間につ の勤務しない1時間につき、職員給与条例第 き、職員給与条例第14条に規定する勤務1 14条に規定する勤務1時間当たりの給与額 時間当たりの給与額を減額して支給する。 を減額して支給する。

2 非常勤職員が部分休業の承認を受けて勤務 しない場合には、当該職員に支給する報酬の 額(職員給与条例第18条の4に規定する通 勤手当に相当する額を除く。) のうちその勤 務しない時間数に相当する額を減額する。

改正後

改正前

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号。以下「法」という。)第 27条第2項並びに第28条第3項及び第4 項の規定に基づき、職員の分限に関して必要 な事項を定めることを目的とする。

(休職の期間)

- 第4条 法第28条第2項第1号又は第2条の 規定に該当する場合における休職の期間は、 3年を超えない範囲内において、個々<u>の場合</u> <u>について</u>、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職に した日から引き続き3年を超えない範囲内に おいて、これを更新することができる。
- 2 前項の場合において、休職の処分を受けた 職員が第5条第2項に規定する復職の日から 起算して1年以内に再び当該休職の処分の事 由とされた疾病と同一の疾病により休職の処 分を受けるときのその者の休職期間は、当該 復職前の休職期間を通算して3年を超えない 範囲内において休養を要する程度に応じ、 個々の場合について、任命権者が定める。 の場合において、当該復職前の休職期間が更 新されている場合にあっては、更新前の休職 の開始の日 (更新が2回以上されているとき は、最初の更新前の休職の開始の日)から休職 期間を通算するものとし、通算した期間が3 年に満たない場合においては、休職期間を通 算して3年を超えない範囲内において、これ を更新することができる。
- 3 非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。) について第1項及び前項の規定を適用する場合にあっては、これらの項中「3年を」とあるのは「1年を」と、「3年に」とあるのは「1年に」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定により通算した休職期間が2 年9月以上である職員について、同項の規定

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25 年法律第261号。以下「法」という。)第 27条第2項<u>および第28条第3項</u>の規定に 基づき、職員の分限に関して必要な事項を定 めることを目的とする。

(休職の期間)

第4条 法第28条第2項第1号又は第2条の 規定に該当する場合における休職の期間は、 3年を超えない範囲内において、個々<u>の場合</u> <u>において</u>、任命権者が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職に した日から引き続き3年を超えない範囲内に おいて、これを更新することができる。

町田市職員の分限に関する条例新旧対照表 (第5条による改正)

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| を適用する場合にあっては、同項前段中「1 年」とあるのは、「3年」と読み替えるものと する。 | |
| <u>5</u> 略 | <u>2</u> 略 |
| (その他の必要事項) 第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、 | (その他の必要事項) 第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、 |
| <u>任命権者が別に</u> 定める。 | 公平委員会の規則で定める。 |

町田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例新旧対照表(第6条による改正)

| 改正後 | 改正前 |
|----------------------------------------------|-------------------------|
| (減給の効果) | (減給の効果) |
| 第3条 減給は、1日以上6月以下の範囲で給 | 第3条 減給は1日以上6月以下、給料の10 |
| 料及びこれに対する地域手当の合計額(法第 22条の2第1項第1号に掲げる職員につい | <u>分の1</u> 以下を減ずるものとする。 |
| ては、報酬の額(町田市一般職の職員の給与 | |
| に関する条例(昭和33年2月町田市条例第 | |
| 11号)第11条に規定する時間外勤務手当 | |
| 及び同条例第18条の4に規定する通勤手当 | |
| に相当する額を除く。))の5分の1以下を | |
| 減ずるものとする。 | |
| (停職の効果) | (停職の効果) |
| 第4条 略 | 第4条 略 |
| 2 略 | 2 略 |
| 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与又は | 3 停職者は、停職の期間中いかなる給与も支 |
| 報酬も支給されない。 | 給されない。 |

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第7条による改正)

| 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------|-----------------------|
| 第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 | 第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。 |
| (1) ~ (25) 略 | (1) ~ (25) 略 |
| _(26) 専門委員 | |
| _(27)_ 略 | (26) 略 |
| _(28)_ 略 | <u>(27)</u> 略 |
| (29) 略 | (28) 略 |
| (30) 博物館長 | |
| _(31)_ 略 | <u>(29)</u> 略 |
| _(32)_ 略 | <u>(30)</u> 略 |
| (33) 国際版画美術館長 | |
| (34) 略 | (31) 略 |
| <u>(35)</u> 略 | <u>(32)</u> 略 |
| <u>(36)</u> 略 | _(33)_ 略 |
| <u>(37)</u> 略 | <u>(34)</u> 略 |
| _(38)_ 略 | <u>(35)</u> 略 |
| _(39)_ 略 | (36) 略 |
| _(40)_ 略 | <u>(37)</u> 略 |
| (41) 略 | (38) 略 |
| (42) 略 | (39) 略 |
| (43) 略 | (40) 略 |
| _(44)_ 略 | <u>(41)</u> 略 |
| (45) 略 | <u>(42)</u> 略 |
| (46) 略 | <u>(43)</u> 略 |
| _(47)_ 略 | <u>(44)</u> 略 |
| (48) 略 | <u>(45)</u> 略 |
| (49) 略 | <u>(46)</u> 略 |
| <u>(50)</u> 略 | <u>(47)</u> 略 |
| <u>(51)</u> 略 | <u>(48)</u> 略 |
| <u>(52)</u> 略 | <u>(49)</u> 略 |
| <u>(53)</u> 略 | <u>(50)</u> 略 |
| <u>(54)</u> 略 | <u>(51)</u> 略 |
| <u>(55)</u> 略 | <u>(52)</u> 略 |
| <u>(56)</u> 略 | <u>(53)</u> 略 |
| _(57)_ 略 | <u>(54)</u> 略 |

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第7条による改正)

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------|-----------------------------|
| 7.—2. |).— |
| _(58)_ 略 | <u>(55)</u> 略 |
| <u>(59)</u> 略 | <u>(56)</u> 略 |
| <u>(60)</u> 略 | <u>(57)</u> 略 |
| <u>(61)</u> 略 | |
| <u>(62)</u> 略 | _(59)_ 略 |
| <u>(63)</u> 略 | (60) 略 |
| <u>(64)</u> 略 | _(61)_ 略 |
| <u>(65)</u> 略 | (62) 略 |
| (66) 情報公開・個人情報保護運営審議 | |
| <u>会委員</u> | |
| (67) 建築紛争調停委員会委員 | |
| (68) 行政不服審査会委員 | |
| <u>(69)</u> 略 | (63) 略 |
| 第4条 略 | 第4条 略 |
| 2 月額による報酬の支給方法は この条例に | 2 月類による報酬の支給方法は 市議会議員 |

2 月額による報酬の支給方法は、この条例に 2 月額による報酬の支給方法は、市議会議員 定めるもののほか、市議会議員の例による。

4 月額又は年額による報酬の支給を受ける特 別職の職員が、傷病その他の理由によりその 職責を果たすことができないと認められると きは、任命権者が別に定めるところにより、 その報酬の全部又は一部を支給しないものと <u>する。</u>

別表 (第3条関係)

| 職名 | 報酬額 |
|--------|--------------------------|
| 略 | 略 |
| 防災会議委員 | 日額 11,00 |
| 専門委員 | 月額 136,0 <u>00円</u> |
| 学校医 | 1校当たりの年額 543,800 円 |
| 学校歯科医 | 1校当たりの年額 |

の例による。

3 略

別表(第3条関係)

| 職名 | 報酬額 |
|--------|------------------------|
| 略 | 略 |
| 防災会議委員 | 日額 11,0000円 |
| 学校医 | <u>年額</u> 543,8 00円 |
| 学校歯科医 | <u>年額</u> 543,8 |

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第7条による改正)

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--------------|-----------|------------------------------|--|----------|-------|-------------------------|--|
| | | 543,800 円 | | | | 00円 | |
| 学校薬剤的 | Ţi | 1校当たりの年額 299,200 円 | | 学校薬剤師 | | <u>年額</u> 299, 2 00円 | |
| 博物館長 | | 月額 321,6 <u>00円</u> | | | | | |
| 略 | | 略 | | 略 | | 略 | |
| 生涯学習審議会 | 会長 | 日額 25,500円 | | 生涯学習審議会 | 会長 | 日額 25,500円 | |
| | 学識経験者 | 日額 21,70 0円 | | | 学識経験者 | 日額 21,700円 | |
| | その他委員 | 日額 10,00 | | | その他委員 | 日額 10,00 | |
| 国際版画主 | 美術館長 | 月額 321,6 00円 | | | | | |
| 略 | | 略 | | 略 | | 略 | |
| 学校適正 規模・適 | 会長 | 日額 25,50 | | 学模・置等審議会 | 会長 | 日額 25,50 | |
| 正配置等審議会 | 学識経験者 | 日額 21,70 0円 | | | 学識経験者 | 日額 21,700円 | |
| | その他委員 | 日額 10,00 | | | その他委員 | 日額 10,00 | |
| 情報公開 ・個人情 | <u>会長</u> | <u>日額 25,00</u> <u>0円</u> | | | | | |
| 報保護運営審議会 | 学識経験者 | <u>日額 21,00</u> <u>0円</u> | | | | | |
| | その他委員 | <u>日額 11,00</u> <u>0円</u> | | | | | |
| 建築紛争 調停委員 | <u>会長</u> | <u>日額 25,50</u> <u>0円</u> | | | | | |
| <u>会</u> | <u>委員</u> | <u>日額 21,70</u> <u>0円</u> | | | | | |

町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表(第7条による改正)

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|---------------------------|-------------|-------------|-----|--|---|
| <u>行政不服</u> <u>審査会</u> | 会長 学識経験者 | 日額25,000円0円 | | | |
| 略 | | 略 | 略 | | 略 |

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例新旧対照表(第8条による改正)

| 改正後 | 改正前 | | |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--|--|
| (職員の派遣) | (職員の派遣) | | |
| 第2条 略 | 第2条略 | | |
| 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職 員は、次に掲げる職員とする。 | 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職 員は、次に掲げる職員とする。 | | |
| (1) • (2) 略 | (1) • (2) 略 | | |
| (3) 地方公務員法 <u>第22条</u> に規定する条件付採用になっている職員(規則で定める職員を除く。) | (3) 地方公務員法 <u>第22条第1項</u> に規定 する条件付採用になっている職員(規則で 定める職員を除く。) | | |
| (4) • (5) 略 | (4) • (5) 略 | | |

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、市長、病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員の所管に属する部門に常時勤務する地方公務員(副市長及び教育長を除く。以下「常時勤務職員」という。)並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」という。)をいう。

(定義)

第1条 この条例において「職員」とは、市長、 病院事業管理者、議会、教育委員会、選挙管 理委員会、農業委員会及び監査委員の所管に 属する部門に常時勤務する地方公務員(副市 長、教育長及び臨時職員を除く。以下「常時 勤務職員」という。)並びに地方公務員法(昭 和25年法律第261号)第28条の5第1 項及び地方公共団体の一般職の任期付職員の 採用に関する法律(平成14年法律第48号) 第5条の規定により採用された職員(以下「再 任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職 員」という。)をいう。 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第10条による改正)

改正後

改正前

(給与の種類)

第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要する もの(臨時的に任用される職員を除く。)及 び地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する短時間勤務の 職を占める職員(以下これらを「企業職員」 という。)の給与の種類は、給料及び手当と する。

2 • 3 略

(非常勤職員等の給与)

第23条 <u>企業職員以外の職員の</u>給与は、企業職員の給与との権衡を考慮して、管理者が別に定める。

(給与の種類)

第2条 病院事業企業職員で常時勤務を要する もの及び地方公務員法(昭和25年法律第2 61号)第28条の5第1項に規定する短時 間勤務の職を占める職員(以下これらを「企 業職員」という。)の給与の種類は、給料及 び手当とする。

2 · 3 略

(非常勤職員及び臨時的任用職員の給与)

第23条 非常勤職員(地方公務員法第28条 の5第1項に規定する短時間勤務の職を占め る職員を除く。)及び臨時的に任用される職 員に対する給与は、企業職員の給与との権衡 を考慮して、管理者が別に定める。